

広報しらはま有料広告掲載基準

平成19年2月9日

白浜町訓令第2号

改正 平成20年3月1日 訓令第1号

(趣旨)

第1条 この基準は、白浜町有料広告掲載要綱(平成19年白浜町要綱第3号。以下「要綱」という。)に基づく広報しらはま(以下「広報」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(広告の寸法、掲載位置等)

第2条 広告の寸法及び掲載位置等は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号で定める広告の寸法を超えるもので町長が必要と認めるものの掲載については、この限りでない。

(1) 広告の寸法は、1広告当たり縦46ミリメートル、横85ミリメートルとする。

(2) 広告の掲載位置は、町が指定するページの下段とする。

(3) 1号当たりの広告数は1ページにつき2件とし、合計4件(2ページ)を限度とする。ただし、申込み件数が4件に満たない場合でも、紙面構成の都合上、1号の掲載件数については、町が決定できるものとする。

(4) 1ページに隣り合う2件を1広告として掲載することはできないものとする。

(5) 申込みのあったそれぞれの広告の掲載にあたっての配置は、町が決定する。

(広告掲載の申込み)

第3条 広告主は、要綱第7条に定める申込書に掲載しようとする広告の原稿等を添えて、掲載を希望する月の2箇月前の20日までに町長に提出しなければならない。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、1回1広告当たり5,000円とする。ただし、第2条ただし書における広告掲載料は、その都度定める。

(広告原稿の提出)

第5条 要綱第7条第1項に規定する有料広告掲載申込書に添付する広告の原稿は、フロッピーディスク等の電子媒体により提出するものとする。

(町のホームページへの広告掲載)

第6条 町のホームページに掲載する「広報しらはま」PDF版には有料広告部分を削除して公開するものとする。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月1日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。